

国土審議会第2回離島振興対策分科会

平成15年1月16日

国土交通省

目 次

1. 開 会	1
1. 国土交通副大臣あいさつ	2
1. 議 題	
(1) 離島振興法改正について(報告)	3
(2) 離島振興基本方針(案)について	3
討 議	1 1
1. 閉 会	2 2

開 会

○後藤離島振興課長 それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。私は事務局の国土交通省都市・地域整備局離島振興課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国土審議会離島振興対策分科会の委員及び特別委員総数20名のうち半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第2回離島振興対策分科会を開会いたします。なお、中山分科会長におかれましては、本日、急用のため御欠席される旨の御連絡をいただいておりますので、国土審議会令第2条第6項の規定により分科会長代理であります地井昭夫先生に議事進行をお願いすることとしております。

本日は御多忙の中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。まず最初にお手元の資料を確認させていただきたいと思います。右上に番号を振っておりますが、資料1が名簿。資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3-1、資料3-2、それから参考資料が1、2、3、4、5、6の6点でございます。お手元におそろいでしょうか。

よろしければ、次に委員の交代について御紹介させていただきます。

細田博之委員が御退任され、新たに衆議院議員、宮地和明委員に御就任いただきました。

それから、福本潤一委員が御退任され、新たに参議院議員、浜四津敏子委員に御就任いただきました。なお、浜四津委員は本日御欠席されとの連絡をいただいているところでございます。

続きまして国土交通省の出席者を紹介させていただきます。

中馬国土交通副大臣でございます。

澤井都市・地域整備局長でございます。

平田大臣官房審議官（都市・地域担当）でございます。

石原都市・地域整備局総務課長でございます。

では、これからの議事進行につきましては地井分科会長代理にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○地井分科会長代理 ただいま御紹介いただきました広島大学の地井でございます。中山分科会長が急用により御欠席されるということでございますので、代わりまして私が本日の議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに一言御挨拶を申し上げます。

昨年の通常国会におきまして離島振興法が議員立法により大幅に改正され、離島地域の自立的発展を目指して地域主導型で離島振興を推進していくこととなったと承知しております。本日は離島振興法の改正内容につきまして事務局より報告を受けるとともに、国が作成することとなった離島振興基本方針の案につきまして御意見をいただきたいと思います。

それでは、円滑な議事の進行につきましてよろしく御協力をお願いいたします。

国土交通副大臣あいさつ

○地井分科会長代理 では、初めに中馬国土交通副大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。

○中馬副大臣 国土交通副大臣の中馬弘毅でございます。国土審議会第2回離島振興対策分科会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は年初の御多忙の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、離島地域の振興を初め国土交通行政の推進にあたり日ごろより格別の御指導を賜っておりますことに対しまして、深くお礼を申し上げます。

先般の通常国会におきまして改正・延長されました離島振興法では、各離島地域が創意工夫を発揮しつつ自立的発展が図られるよう取り組むことが重要であるとされました。そのため、これまでは国が離島振興計画を設定するという仕組みでしたが、改正法では国は離島振興基本方針を定めるにとどめることとなりました。そして離島地域のニーズを適切に反映するとともに、交流ネットワークづくりや周辺地域との広域連携を生かした施策に取り組むという観点から、市町村が離島振興計画の案を作成し、都道府県がその計画案に基づき計画を決定するという新しい仕組みに改められました。

本日は、国が定める離島振興基本方針の案につきまして御意見をいただきたいと思います。この基本方針（案）の作成にあたりましては、関係自治体が離島地域の特

性を生かした意欲的な離島振興計画を作成できますように、現地に赴き積極的に意見交換を行ったほか、参考となる離島地域の先進的な取り組み事例も本文中で紹介をいたしております。こうした点も踏まえまして御論議いただければ幸いに存じます。

国土交通省といたしましては、本日いただきました御意見を踏まえ、関係省庁との緊密な連携のもと離島地域の創意工夫を生かした主体的な取り組みを最大限支援していくため、さまざまな施策を展開してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○地井分科会長代理 どうもありがとうございました。

なお、中馬副大臣は所用により御退席となりますので御了承ください。

議 題

(1) 離島振興法改正について (報告)

(2) 離島振興基本方針 (案) について

○地井分科会長代理 それではこれから議題に入りたいと思います。離島振興法の改正により、国は、離島振興対策実施地域の振興を図るため新たに離島振興基本方針を策定することとされました。この基本方針が各地域が定める離島振興計画の基本となるものであるため、国土審議会の意見を聞いた上で改正離島振興法の施行前に定めることとされております。このため、本日はこの点につき御審議をいただきたいと思います。

では、まず事務局から離島振興法の改正内容についての報告と、引き続き離島振興基本方針 (案) についての説明をお願いします。

○後藤離島振興課長 それでは、まず離島振興法の改正につきまして御報告申し上げます。お手元の資料 2 - 1 が改正法のポイントでございます。2 - 2 が法律の新旧対照表、2 - 3 が改正法の本体でございます。以下、主に 2 - 1 に即して御説明申し上げます。

離島振興法は、昭和28年、議員立法により10年間の時限立法として制定され、以降4回の改正・延長を経ております。現行法の期限は平成15年3月31日となっております。昨年の7月に議員立法により、これから御説明するような改正を行うとともに、法の有効期限を10カ年延長する改正離島振興法が成立いたしました。離島振興法本体の施行は平成15年4月1日とされております。

資料 2 - 1 の 2 枚目に地図が載っておりますが、この地図をご覧くださいとわかりますように、奄美、沖縄、小笠原を含んだ離島の存在により、我が国の排他的経済水域の面積は世界第7位の非常に広大なものとなっております。これは国土面積のほぼ12倍に相当するものでございます。また、近年は豊かな自然的特性を生かし総合的な癒しの空間として人々が離島を訪れるようになってきております。このように離

島は大きな国家的あるいは国民的な役割を果たしているところでございます。

こうしたことを背景に、今回の離島振興法の改正に当たりましては、虎島前自民党離島振興委員長のお言葉をお借りいたしますと、国家が離島に何を期待するのかについて真剣に考え、離島も自らの地理的・自然的特性を、後進性除去の観点からだけではなく価値ある地域差として捉え直して、地域の主体性、創意工夫を発揮しつつ自立的発展を目指していく、このような方向性が明らかにされるとともに、これを促進していくために離島地域の方々が自ら振興計画を作成して実施し、国ができるだけこれを支援する仕組みとされたことと承知しております。

資料２－１の１ページ目の改正のポイントを御説明します。まず目的条項でございますが、従来法では本土からの隔絶性等に起因する格差の是正に主眼が置かれていたのに対し、今回の改正法におきましては、１の のように、離島には領域、排他的経済水域等を保全する役割があるということが明示され、 のように、離島の特性を生かした振興のため、地域の創意工夫を生かして特別の措置を講ずることにより自立的発展を促進するということが目的に掲げられ、また、 のように、離島振興を図ることが国民の利益の増進につながるということが明文化されております。

お手元に参考資料１という写真付の資料があると思います。こちらをちょっとご覧いただきたいと思います。「元気な島の事例」というタイトルがついております。

実際、元気な活動を行っている島の事例を見ますと、いずれもその地域固有の特性を生かして自主的な取り組みを進められていることがわかります。参考資料１の１ページでございますが、鹿児島県の屋久島におきましては世界遺産登録等の環境資源を生かして観光客が増加しており、また観光客として島に来られた方が移住されて定住人口が増える傾向にございます。

あるいは、５ページでございますが、３番に大崎下島の例がございます。大崎下島では歴史的な建造物について地域住民の方々がボランティアで観光ガイドを行うということで観光客の増加に一役を買っておられるところがございます。

あるいは、８ページに島根県の知夫里島の例が出ておりますが、こちらではＩターンされた方が漁協の組合長となられ、岩牡蠣の養殖に取り組まれてこれを特産物に押し上げるという活躍をされております。

さらに、１０ページでございますが、長崎県の対馬におきましては、日韓の国境の島として日韓交流を盛んに行っておられる、このような事例がございます。

こうしたことから、このような地域の意欲的な取り組みを支援して地域主導の離島振興を実現していくために、資料２－１に戻っていただきますが、ポイントの２以下の事項が改正法の中に盛り込まれたことと承知しております。

まず改正のポイントの２．離島振興計画の作成でございます。これについては後ほど詳しく御説明申し上げますが、計画策定段階から地域が自主性を発揮できるように、国は離島振興の基本方針を作成するにとどめ、都道府県が離島振興計画を作成するという

仕組みに変更されたところでございます。

それから、こうした地域の取り組みを支援する施策として、離島振興計画に基づく事業を対象として、ポイントの3にございますように、1つはソフト事業等公共事業以外の事業に対する助成措置の規定が追加されたところでございます。それから、自然公園法、農地法等における手続の運用面の配慮規定も盛り込まれたところでございます。

ポイントの4番目でございますが、地域医療の充実ということでドクターヘリに関する規定が明記されたこと、あるいは無医地区以外の地区での医療の充実を図る旨の規定が追加されたということでございます。

それから、5番目のポイントとして高度情報通信ネットワーク等の充実を図る旨の規定が追加されたところでございます。

6番目に地域特性を生かした農林水産業の振興ということで、基幹産業であります農林水産業の振興についてその重要性を明確にするとともに、観光業との連携の重要性を明記した規定が追加されたところでございます。

7番目に、地域活性化に資するため、国内外の他地域との地域間交流、離島の地域特性を生かした地域間交流の促進に係る規定が追加されたところでございます。

なお、6番目、7番目の農林水産業の振興あるいは地域間交流の促進が追加されたことを受けまして、先般の平成15年度税制改正大綱の中に、従来の離島関係の税制特例措置の延長に加え、特別償却の対象として地域特産物関係の販売施設が追加されるなどの拡充措置が盛り込まれました。

以上、簡単ではございますが離島振興法の改正について御報告申し上げます。

続きまして資料3-1、3-2をごらんいただきたいと思います。資料3-1が離島振興基本方針（案）について、資料3-2が離島振興基本方針（案）の本文でございます。最初に資料3-1に即して御説明を申し上げます。

先ほど御説明しました離島振興法の改正により、国は離島振興基本方針を定め、都道府県が離島振興計画を決定するという仕組みに改められました。法律上、国が離島振興基本方針を定めるときには国土審議会の意見を聞かなければならないとされているところでございます。また、改正離島振興法の本体は4月1日に施行ということになっておりますが、基本方針については法律の施行前に作成することとされております。

1ページの1、四角の中をごらんいただきたいのですが、従来は都道府県が作り出した離島振興計画をもとに国が離島振興計画を設定するという仕組みでございました。今回の改正法におきましては、国は離島振興の基本方針を作成するととどめ、市町村がつくられる離島振興計画（案）をもとに都道府県が離島振興計画を作成すると、このような仕組みになったところでございます。

2でございますが、従来の国が作成していた離島振興計画と、今回国が作ります離島振興基本方針の主要な相違点を比較しております。まず期間ですが、従来の離島振興計画については法律の期限である10年間とされており、変更に係る規定は明記されてお

りませんでした。これに対して今回の離島振興基本方針では、期間としては10年でございますが、法律上に変更に係る規定が明記されております。また、都道府県が作成する離島振興計画についても変更規定が明記されておりますので、状況の変化に応じ柔軟な対応が可能になっているところでございます。

それから、作成に当たってのポイントでございますが、従来の国の離島振興計画というのは、国が報告を受けた都道府県の計画をもとに定めるものでありまして、国が作成する毎年度の事業計画、具体的には年々の離島関係公共事業等の予算編成がございしますが、これの基本になるという位置付けでございました。従って内容的にかなり網羅的、具体的なものとなっていたところでございます。それに対して今回の離島振興基本方針は都道府県が定める計画のもととなるものでございまして、地域の発意あるいは主体性を発揮して自由な発想で計画を作成いただけるように配慮しているところでございます。また、今回お示ししております案におきましては、国が考える離島振興の意義及び方向と自治体の離島振興に対する国の支援の考え方をお示しし、併せて自治体が計画を策定していく上での指針となります基本的事項について定めた内容としております。

1枚めくっていただきまして3でございますが、今回私どもが離島振興基本方針(案)を作成するに当たり、次のような点に留意いたしました。まず第1に、作成段階から地方公共団体と意見交換を行って参りました。特に昨年の秋以降、担当者を現地に派遣し現地での意見交換を実施いたしまして、現在までに11都道府県、約100市町村に御参加いただき意見交換を行ってきたところでございます。

また基本方針の本文におきましては、自治体が自由な発想で意欲的な離島振興計画をつくっていただけるように、これを支援するような内容としているところでございます。そのために、まず1番目に改正離島振興法の理念実現のために法律改正時の議論を御紹介しております。

次に、先程申し上げました意見交換会の結果を踏まえ、ほかの離島地域にも参考になるような事例を本文中で紹介しております。四角の中に幾つか事例が書いてございますが、例えば島の中、あるいは群島の場合には島の間での団結を図るため、運動会等の行事を活発に行っている事例がございします。また一部離島、一部離島と申しますのは島と本土側をあわせて1つの市町村を形成しているところでございますが、このような一部離島におきまして本土側の自治体職員が専従で島の住民の方とのコミュニケーションを維持する任務にあたっておりまして、毎日島に出向いて住民の方々と意見交換を行っている事例がございました。また、1つ飛ばしまして、消防あるいは老人介護の体制が整っていない場合には、住民の方々が自主的に防災組織や住民相互の助け合いを行うことによって補足するというような活動を行っている例がございします。こうした内容を本文中に御紹介いたしました。

それから、都道府県が振興計画を作成していただく際に推奨すべき内容として、扇国土交通大臣が改正法の法案審議の際に答弁したことでございますが、離島の入り口にあ

る自治体との連携強化、あるいは都道府県全体として取り組む施策の強化など、広域的視点に立った振興計画が作成されることを推奨しているところでございます。

また、自治体の離島振興に対する国の支援の考え方及び内容をできるだけ明確化いたしました。四角の中に例示しておりますが、1つは離島地域の創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重し、予算・税制・金融面等々で離島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努めることです。国としてはなるべく豊富なメニューを準備するように努めていきたいと考えているところでございます。それから、こうした各種支援施策を離島振興課のホームページに掲載する、あわせて先ほどご覧いただきました元気な島の事例を離島振興課のホームページに掲載するなど積極的な情報提供に努めて、地域の主体的な取り組みの御参考にしていただきたいと考えているところでございます。それから、法律改正のポイントの中で御案内しましたように、自然公園法、農地法の法律運用上の配慮について法律に定められておりますので、この考え方を述べまして、必要に応じ関係省庁が説明会を実施することも規定しております。

それでは、資料3-2に即しまして、簡単に、キーワードを拾い読みする形で本文を御紹介させていただきたいと思っております。

今回の基本方針は大きく4つの部分から構成されておまして、まず1ページ目が序文でございます。序文におきましては、離島地域の現状について記述するとともに、一番下のパラグラフでございますが、本基本方針は、国が考える離島振興の意義及び方向を示すとともに、地方公共団体が離島振興を進めていく上での国の支援の基本的な考え方、並びに計画策定に当たっての指針となるべき基本的事項について定める、というように位置づけております。

1枚めくっていただきまして、第1の柱が離島振興の意義及び方向でございます。第1の柱は大きく3つの部分からなっております。まず最初に離島の役割について書いております。最初のパラグラフの下から2行目でございますが、離島振興を行うにあたっては、以下に示すような国家的・国民的役割があることを十分認識の上、最大限効果が発揮できるように取り組んでいく必要があるということで、領域、排他的経済水域等の保全といったような国家的役割、あるいは、癒しの空間といったような国民的役割について配慮することが必要であるということを法改正の議論を踏まえて書いております。

それから、2番目の項目でございますが、「価値ある地域差」の発揮ということで、一番下の2行あたりで、離島振興に当たっては、御紹介したような離島の役割を踏まえつつ、地域の創意工夫を基本として地域固有の資源を生かすなど、離島の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直し、3ページに移りますが、活性化を図ることが特に重要になり、このため離島を有する市町村においては地域ニーズに基づいて地域主体の取り組みを振興計画の案に反映させること、また都道府県は、これを踏まえた上で広域的視点に立って離島振興計画を作成することが期待されるということで、先ほど御紹介しましたような内容を書いているところでございます。

3 番目に、離島地域が今後、創意工夫を生かした主体的な取り組みを行っていくに際し、御紹介しましたような地方自治体との意見交換会を踏まえて、事例紹介等を行っているところでございます。(3-1) でございますが、地域資源の確保・発掘に向けた取り組み。それから(3-2) でございますが、離島内、あるいは群島等におきましては離島間の団結、連携の重要性。それから(3-3) でございますが、こうした島の中の取り組みを含め島の外からの視点の重要性を書いております、(3-3) の 1) につきましては一部離島、同一市町村内に離島側と本土側の両地域が存在する場合には、本土側の住民の方の視点も踏まえることが重要であるということが記されております。

それから、4 ページでございますが、2) はもう少し幅広く離島地域以外の住民による島の応援団、島のサポーターを掘り起こしていったって、こうした方々の視点を反映していくこと。これは例えば N P O との連携などが考えられると思いますが、幅広い島のサポーターを掘り起こしていくことが効果的であるということが書かれており、それから 3) でございますが、さらに幅広く国民全般に島の魅力や役割を広報していくことの重要性が書いております。

それから(3-4) でございますが、先ほど御紹介した事例に即して、自治体の方々におかましては住民とのコミュニケーションを図っていただくことが重要であるということを書いたところでございます。

離島振興基本方針の 2 番目の大きな柱は国の支援の基本的考え方でございます。これも先ほど御紹介しましたように、まず国による財政支援・情報提供ということで、国は離島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努めるとともに、その情報提供に努めるといふことを行っていきたいと思っております。

恐縮でございますが、参考資料 2 というのがお手元に配付されているかと思っております。ここでは国土交通省が現在行っております離島関係の施策、あるいは直接「離島」と銘打たれておりません場合でも、離島の振興に十分役に立つような施策について、こういう形で事例を集めてホームページで幅広く紹介していきたいと思っております。その際には関係省庁の施策も含めまして御紹介をしていきたいと考えております。

1 枚めくっていただきまして 5 ページでございますが、真ん中あたり、(2) でございます。自然公園法、農地法の運用について、自然公園法については地域の実情に即した公園計画の見直し、あるいは農地法における農地転用等について書いているところでございます。(2) の下 2 行でございますが、離島振興計画の内容に対応して、必要に応じ関係省庁より説明会の開催等を実施するということも書いております。

離島振興基本方針の 3 番目の大きな柱は、自治体による離島振興計画策定の指針となる基本的事項でございます。これについては、改正法に書かれている基本方針に盛り込むよう定められた事項に関しまして、法律改正のときの議論、関係省庁の各種支援措置、あるいは離島地域の取り組み事例などを踏まえ、必要性、有効性等を規定しているところでございます。3. の上から 3 行目ぐらいでございますが、離島振興計画は離島地域の

発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、以下に記載のない事項についても離島振興計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要があると記して、自由な発想で振興計画をおつくりいただくことを推奨しているところでございます。

6 ページ以下に具体的な項目がありますので簡単に御説明します。6 ページ目の(1)が交通通信でございまして、(1-1) が交通体系の整備、(1-2) に高度情報通信ネットワークの充実が述べられております。例えば(1-2) の高度情報通信ネットワークの充実でございしますが、冒頭に「高度情報通信ネットワークの整備は」ということで、遠隔医療や遠隔教育の面で非常に有効である。あるいは、四、五行下がっていただきまして、産業振興にもつなげられるため、高度情報通信ネットワークを活用できることは、大きな地域のアドバンテージになると考えられることから、新たに離島振興法第13条において、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」の項目の中に規定が追加されたという形で、まず法改正の議論を紹介しているところでございます。続きまして第2パラグラフで、「こうした観点から」ということで、国による各種助成措置を活用していくことが有効であるとして、例えば地域公共ネットワークの整備というような助成措置について紹介をしているところでございます。

このような形で個別項目について規定しておりまして、以下、7 ページは産業の振興及び資源開発ということで、(2-1) に農林水産業の振興、(2-2) に地域資源の活用による産業振興、8 ページで(2-3) に自然エネルギーの活用による産業振興というように書いております。例えば8 ページの(2-3) の真ん中あたりでございしますが、自然エネルギーの活用や環境負荷の低減など循環型社会の形成を目指していくことが離島振興に有効と考えられる。現実には離島市町村の中にはこうした取り組みを通じて地域の活性化につなげていこうという試みが始まっているところがあり、離島の地形や厳しい自然条件に適応性が高い風力発電の技術についても開発が進められている。また島内で発生する生活廃棄物を公用車の代替燃料として利用する実証実験が行われているというような形で、島の取り組み事例についても紹介しているところでございます。

続きまして、3 番目に生活環境の整備、9 ページに移りまして医療の確保、9 ページの(5) でございしますが、高齢者の福祉。高齢者の福祉については、10 ページの上から4 行目ぐらいでございしますが、島においては子供を育てる環境の整備も重要であり、こうした中で高齢者の経験あるいは知識を生かしていく道があるということを取り組み事例を含めて紹介しているところでございます。

それから(6) でございしますが、4 行目あたりに、加えて、離島市町村の中には漁業体験活動を通じた学習などを行うことで地域活性化を図るだけでなく、都会の子供たちが経験し得ないことを体験し学習することに貢献しているところがあらわれているということで、都会の子供たちの体験活動の場としての活用なども含めて書いているところでございます。

以下、(7) 観光の開発、11ページ目、地域の交流、それから一番最後でございますが防災等ということで、9 番目については例えば離島振興法第 1 条に定めております「我が国の領域の保全」という役割に対応するための取り組み、さらには緊急時の災害取り組み等々について書かれております。このように、法律改正の議論あるいは取り組み事例の紹介、国の支援施策の紹介を含めて個別事項について規定したところでございます。

以上、簡単ではございますが、離島振興基本方針（案）について御説明を申し上げます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○地井分科会長代理 ありがとうございます。

討 議

○地井分科会長代理、それでは、事務局から説明いただきました離島振興基本方針（案）につきまして御審議いただきたく存じます。御意見、御質問はございますでしょうか。

石塚委員。

○石塚委員 ただいま説明をいただきました。まずもって、昨年 7 月 12 日に参議院本会議を通過し成立し、19 日に官報告示をされました新しい離島振興法、従来の地域立法の政策枠を大きく越えた大改正がなされたことにつきましては、離島の大恩人であられます虎島和夫先生を初め本日御参会の委員各位、衆参国会議員、あるいは澤井国土交通省都市・地域整備局長を初め関係省庁各位の離島地域に対する並々な御熱意と御理解の賜物でございますので、心より厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私は、離島振興法大改正の精神に基づき、離島が真に価値ある地域差を発揮するためには、ただいま提出されました離島振興基本方針（案）に基づき、公共事業等、社会・産業基盤の一層の整備拡充はもとより、交通、情報、交流、医療、介護、廃棄物、環境等、離島市町村の直面する各般にわたる分野での課題と対策が都道府県離島振興計画に十分盛り上げられることが何より肝要であると存じております。また、同様に市町村合併問題についてでありますけれども、あくまでも地元市町村の自主的な判断に基づくものであるということを強く申し上げたいと思っております。

以上、御礼と意見を添えまして発言をさせていただきました。ありがとうございます。

○地井分科会長代理 ありがとうございます。

石塚委員の御意見、お礼と意見ということでございますが、事務局から発言をお求めになりますか。

○後藤離島振興課長 今の御意見を踏まえまして、地方の自立的な離島振興を精いっぱい支援してまいりたいと考えます。

○地井分科会長代理 ほかに御意見、御質問等ございましょうか。

出川委員お願いいたします。

○出川委員 始めに離島の市町村合併において、海域を越える島の合併は交通条件の劇的改善がない限り、これまで整備された社会資本の広域利用など当初想定された合併の利点を実現でき得ないのが、他地域にはない離島の基本的条件であると申し上げたいと存じます。

さらに、昨今の状況を見ますと、どうしても離島地域を初めとする地方への認識が低下しているようでございます。現内閣のビジョンである「美しい日本の創造」とは、多様な大自然と個性的な文化を保有する活力あふれた個々の地域社会を根底とするはずであります。現在は逆に離島の自治と地域経営の根幹を揺るがす大なたが振るわれています。私どもは、このような厳しい環境にもかかわらず島々の魅力と誇りをより多くの国民に知っていただくべく努力を傾注しているところでございます。そこで、離島振興法の大改正に基づき新たに国土交通省において実施される運びとなった離島体験滞在交流促進事業は、島々にとって交流人口の拡大、新しいふるさとづくりのために極めて重要で、これからの大きな柱となる施策でありますので、当該事業の強力な推進が必要であることを強く申し上げたいと思います。

さて、私たちの伊豆諸島は2年半前に地震災害を被りましたが、その際、復旧復興に対して国が迅速かつ多大に御支援していただきましたことについて厚く御礼申し上げます。震度6弱であのような大災害を被りましたが、明日は阪神大震災の8年目に当たります。こんなことを申し上げますと国会の先生方におしかりを受けるかもしれませんが、首都を都市部に集中させ、地方や島を過疎にし、その次は生産手段を人件費の安い国外に移し、その結果日本は疲れていると言われていきます。万が一、都市部で震度7以上の地震が発生したらどういうことになるのでしょうか。2年半前の震度6弱の体験からも、ぞっとします。災害回避のためにも、生活の場、人口の分散発達について考える必要があると思います。新離島振興法は、価値ある地域差の発揮、地域の創意工夫を基本とした振興を図るべしとのことで、大いに期待し、私たちも振興に取り組むつもりですが、自然災害等も配慮しながら、真に地方、田舎、島が自立できる国策を講じてほしいとお願いするものです。新離島振興法の序文でも述べられておりますが、日本は小さな多島国で、それを構成する島々に元気を出させてください。

ただいま後藤課長さんからも御説明いただきましたが、離島振興法第4条の指針で交通体系の整備、高度情報通信ネットワークの充実、農林水産業、観光を含む商工業等の産業振興及び資源開発、下水道、廃棄物処理等の生活環境整備について、引き続いて国の強力なお力をお願いいたします。

○地井分科会長代理 ありがとうございます。ただいまの御意見につきましては、前段は今度の基本方針（案）にかかわる御意見、また後段の地震災害等の問題につきましては、非常に大きいテーマから離島振興の訴えをお話しいただいたということで、御意見として承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○出川委員 はい。

○地井分科会長代理 ありがとうございます。

ほかに。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 三重の高橋でございます。

私がこれに参加させていただくのは2回目でございます。つい先日、日曜日でございますが、私の出身の三重県で、答志島という、人口3,000人ぐらいのところで鳥羽市に属しますが、ここで私の知り合いの息子さん、19歳の方が亡くなられてお通夜に参りました。市営の定期船が出ているんですが、お通夜ですから当然、夜やるわけですが、向こうに着く最終の船が6時で、島から鳥羽市に戻る最終が6時15分発なんですね。港に着いて、走ってお通夜に行き帰ってきたわけですが、そのような状況にあります。その19歳の方は突然死ということで、心臓発作だったんですが、発作が出たときに、島ですから医療が充実されていなくて、運んだときには亡くなっていたというような状況がありました。この報告の中にも医療の問題をたくさん書いていただいておりますけれども、現実は大変厳しい状況にあると思います。

この改正について、私は基本的にはこういう方向に行くべきだと思うんですけども、実際のところ、本当にこれができるのかどうか疑問な部分もありますし、絵にかいた餅に終わってしまっては意味がないと思います。特に私が行った答志島というのはほかの県の離島に比べると本土から近いところでございますし、まだ便利などころではあるんですけども、どんどんどんどん高齢化が進んでおります。日本中が高齢化が進んでいるわけであり、全国どこでもそうだと思うんですが、こういうところは特に高齢化のスピードが速いと思います。その中でここに挙げておられるような、ソフト化についてもそうですし、インターネット、ホームページに載せるとか、こういうことも大変重要なことなんですけれども、受け入れ側がそれだけのエネルギーが出せないような状況になっている島もかなりあると思うので、これに対してもっと対策を行うべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、これは議員立法で制定されているという特性もあって10年ごとに見直されてきているわけで、今回もそういうことなんです。この前のときにも10年というのがどうなのかという話もありましたが、これだけ高齢化が進んでいる中で、10年の間で時々に見直しをかなりしていかなないと高齢化のスピードに合わなくなってくる部分も出てくると思うので、見直しをどういうふうにされていくのか、そこをお伺いしたいなと思います。

それから、交流事業やいろいろなことが紹介されました。ホームページに載せるといろいろありましたけれども、ただ事例を載せるだけで、こういういいことがありますと言っても地域の方々にとってはわからないと思うので、本当に地域の方々に徹底できるような体制をどういうふうに考えておられるのか、この3つをお伺いしたいと思います。

○地井分科会長代理　ありがとうございました。

ただいま３点ほど御質問に近いものがあったと思いますが、この後も各委員から意見が出てくることもあろうかと思しますので、事務局の方で、今の高橋委員の受け手の側の高齢化の問題をどう考えて対応していくか、見直しというのは具体的にどうしていくのか、それから事例をどんなふう地域の人たちに示していくのか、３点ほどあったかと思しますので、ノートしておいていただければと思います。

ほかに御意見おありかと思いますがいかがですか。

この新しい法律に御尽力されました虎島委員、御意見がございましたらお願いします。

○虎島委員　その節は、特に国会の先生方にいろいろお知恵をいただきまして、ありがとうございました。一部野党からは提案もありましたけれども、もうばらまきの時代ではないということから、私どもの方で取りまとめたもので決定をしていただいたわけがあります。

象徴的なことは、空港については新規着工、建設はしないという報道がありましたね。ただし、括弧して離島を除くと。離島は建設するということなんですね。これは象徴的な措置だなと私自身も役所の努力を感じたわけであります。

もう一つは、いろいろな議論がありますけれども、小泉総理に対し、一昨年10月に本会議で農山漁村というものと国民生活とのかかわりということについて、本日は政調会長代理の久間先生もいらっしゃいますけれども、当日は麻生政調会長が代表質問をしました。これを総理が受けて、確かに農山漁村については食料を安定的に、安全なものを供給していくという責任、義務がある。それを提供する場所である。と同時に、農山漁村というのは国民にゆとりと安らぎを提供する場所だと。日本の国民の生活に欠けているのはこの後段ではないのか。したがって都市と農山漁村との対流というようなことも大きな課題として取り上げるべきであると答弁されたことから、私どもの自民党の中に調査会ができて、久間先生にもいろいろ御相談したんですけれども、調査会をつくって君がやらんかということで、前の農水大臣等の要請もありまして私が調査会長をやっているわけです。この間１年ばかり検討してきた結果を国民運動にする必要があるというんで、竹中大臣と会いまして、第２骨太計画の中に総理の考え方を入れてくれということで話をしましたところ、これが入りまして、７省庁が力を合わせてやるべきであるということになりました。しかもその中には、これを国民運動として展開したいということが含まれております。既に内閣府の方には副大臣会議もできております。これには安倍官房副長官も入りまして、副大臣及び官房副長官の８名で構成しているわけですが、もう一つは、各省の事務次官会議がありまして、官房副長官の方から同じような要請があって、事務方としてもしっかり取り組むようにということで古川副長官が出ていってお話をし、内閣合意を得ているわけであります。

それで、今まで黙っていても農山漁村の人々はディズニーランドができれば都会に出てくるじゃないかというようなこともあったんですが、逆に今度は、都会の人が農山漁

村に出ていくためには後ろから押してやる力が要るんじゃないか。このことをひとつ工夫しようということで、これも久間先生といろいろと知恵を借りたり、やっているところであります。

そのほかに、広く国民運動とするためにはNPOの皆さんに参画をお願いしたいなということ等も大きなテーマにして、この間、二十数団体に集まっていただきました。その際、NPO側としては共通した情報が欲しいというお話がありましたから、それは、例えば農水省とか各省庁ではそれぞれ広報外郭団体を持っておりますね。こういう人々に集まってもらって1つの話し合いの場を設定して、NPOの人々がそこに連絡すると政府の情報が集約的に、大量に出てくるように、そういう話を進めているわけです。この3月までには具体的なものにして出していきたいなと思っております。こうしたことは離島振興の精神と全く一致するわけですから、ぜひ関心を持っていただきたいと思うんです。

それから、災害のことがありました。これは、自然災害を防ぐことはできませんよね。地震があるときはある。しかし起こった場合に最小限にするという災害対策はあるわけですね。このことで、実は防衛庁関係は災害を4分類しまして、大都市災害についてはどうするか、有珠山噴火なんかを見て積雪中山間地帯の災害にはどう対応するか、それから三宅島を見て島嶼災害にはどういう対応をするか、地下鉄サリン事件等、原子力、こういうものについてはどうするかということで、4分類して即応できる体制はつくってあるわけです。最近それに加えて、基地、駐屯地の近傍で災害があった場合は自衛隊が出動するというので5分類になりましたけれども、外国に向かって頑張ることもさることながら、国内に向かってその機能を十分に国民のために発揮するというような方向で動いておりますので、関係の皆さん方からいろいろな意見を出していただくと、より国民に密着した防衛庁になるのではないかなという思いもいたしておることを御披露申し上げておきます。

それからもう一つ、最後に大事な話ですが、10力年の間そのままずっと行くのかというお話ですが、これは以前にも私は申し上げたんですが、今次改正では立法の精神を明確化したつもりであります。激しい変化の時代ですから、立法の精神と10力年間という時限とが食い違いが出てくる。そのときは立法の精神に基づいて政策を転換する、そういう姿勢で市町村長さん方はぜひ御対応いただいて、積極的に御提言いただきたいということを繰り返し申し上げております。法は国民のために運用するわけですから、積極的な御提言があれば制度そのものを含む改正があってしかるべきで、立法作業にあたった者としてはそういう思いを込めてつくったわけでありまして。

○地井分科会長代理　ありがとうございます。ただいまの虎島委員の御意見につきましては、離島振興をめぐる新しい情報や、状況について御意見を賜ったということでよろしいでしょうか。

○虎島委員　はい。

○地井分科会長代理　一番最後は先ほどの高橋委員の御質問にお答えいただいた部分もあるかと思います。

さて、ほかに御意見、御質問等ございましたら。

堀委員、どうぞ。

○堀委員　法改正、特に前向きの法改正ができたということで、島の方々も非常に喜んでいるということをまず御報告させていただきたいと思いますが、大事なのは法改正と同時に法を生かすことであると考えております。先ほどいろいろ御説明いただいたところでございますけれども、例えば資料３－１の２ページの最初に、作成過程からいろいろ意見交換をやったというお話がありました。我々もその辺は脇で見ているところでございますけれども、７月に法改正が成立してから、言ってみれば非常に風通しよくやっていただいている、事務局の方が積極的に島の人たちと自治体との議論の場に入り込んで、一緒になって考えるという姿勢でやっておられるなということを実感として感じているわけでございます。こういうことが島の中に改正法の精神が浸透していく、あるいは島の苦悩とか努力が地方に情報としてフィードバックするという、両方効果が上がっているのではないかと。島もこういうような姿勢を非常に歓迎しているということを感じております。そういうことが基本方針を検討されるバックグラウンドになってきたと認識をいたしております。ぜひともこういう姿勢を続けていただければと思っております。

それから、そういう議論の中で感じておられるのではないかと思いますけれども、島ごとに条件とか戦略がどうしても変わってこざるを得ない。むしろそれが自然ではないか。それぞれの島が抱える条件とか、地元の考え方を計画に反映できるようにする、それを応援するような基本方針だということで、今日の時点では（案）ということですが、この方針を生かしていただきたいと思いますと考えております。

そして、地元が考える戦略とか創意工夫を生かすことが、全国一律の論理で制約されるのではなくて、むしろそれぞれを生かしていくというふうにされることが重要だと考えております。そのためには現在ございます一括計上とか、補助率とか、対象の弾力的な適用とか、そういうような仕組みも大いに生かし活用していくことはもちろんですが、現行の制度や予算を前提に計画を縛るのではなくて、計画などにあらわれた島から出てきた考え方を支援できるように、制度とか予算とか、その他諸々を拡充し、また運用を弾力化するということを一層進めていただければありがたいと思います。地元の創意工夫を国としても応援するんだと、これが改正法の精神だと思っておりますので、「島発のアイデアなんだから地元で勝手にやれ」というような言い方が万が一にも起こらないように、ぜひお願いをいたしたいと考えております。

最後に、国はもちろんでございますけれども、都道府県の役割も非常に大きいものがございます。いろいろ見ておりますと、例えば香川県が「さぬきせと塾」というようなのを開いて、島の人たちの交流と人材育成に取り組むというような新しい動きもございますけれども、各都道府県の一層の施策の充実をぜひお願いいたします。また、この仕

組みで市町村が計画の案を作成して、それをもとにということになっておりますので、これが十分に都道府県による計画に反映されるようにぜひお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○地井分科会長代理　ありがとうございます。ただいまの堀委員の御意見につきましては、お伺いしておくということでよろしゅうございましょうか。

○堀委員　結構です。

○地井分科会長代理　宮路委員お願いいたします。

○宮路委員　私は虎島先生の後を受けて今度、自民党の離島振興委員会の委員長を拝命したんですが、新しい法律をつくって、仏はできたけれども魂が入らないということになってはいけないと、こう肝に銘じております。それで先般の税制改正の中でも、先ほど国土交通省から紹介があったように新規項目を追加して立てたわけであります。その時も特例措置を見直してどんどん縮減していく中で新しい特例を開くということでありましたので、税当局からの厳しい反論があったわけですが、私は離島振興法の第1条の目的に照らして沖縄と離島は別だと主張しました。国家国土の防衛、あるいは、さっき話がありました経済水域、200 海里の確保、そういう大きな役割を持っている点において沖縄と離島は同じであり、ほかと横並びで議論するわけにはいかんということで、強力にその点を訴えて新しい特例を開くことができたわけであります。

離島の自立的発展をサポートしていく対策には、これからもやっていくべき課題はたくさんあると思っております。したがって、我々も去年1年間ずっと現地調査をかなりやって地域のニーズを酌み上げていったわけでありまして、ともすれば情報不足になって、時代の変化に即応できていないということになりがちであります。このため、離島の生の声といいたしましょうか、ニーズ、いいアイデアを積極的に上げていただいて私どもに提示していただきたい。このことを強く、この席を借りてお願いをしておきたいと思っております。以上であります。

○地井分科会長代理　ありがとうございます。

阿比留委員お願いいたします。

○阿比留委員　阿比留でございます。

個々の問題については申し上げませんが、今回の改正離島振興法は、国際情勢ですとか経済環境、地域環境の激変の中で新しい方向づけとして出されたことは、あるいはこれが法律化されたということは、非常にうれしいなと、私は島の生まれでございますので、率直にそう思います。特に今回の、基本的な部分としまして国の領域を規定するというような文言を含めての離島振興法の規定というのは、今まではともすれば特定地域の問題、あるいは近接する沿岸域との絡みぐらいいし位置付けはなかったのではなかろうかという気がするんですけども、今度は海国日本、あるいは島国日本、このあたりを島の人だけではなくて本土を含めて自覚をして、先ほど虎島先生がおっしゃいましたように、むしろプッシュするというような流れで、本土と一体の関係で体系をつくって

いくという話がはっきり論拠づけられたのではなかろうかという気がするわけです。そういう意味で国民運動を展開されるという動きを進めておられるということは非常に私は大事ななという気がいたしました。

それからもう一つは、島の多様性、多様な生活文化の存在で息づくという、多様な島が大変な日本の付加価値であるということがここで位置づけられて、そこに人がいること自体が大変な意義を持っているということがはっきりしたということも、今から島をつくり上げて、さらに再編して活力を出していくということにおいては、非常な根拠といますか、よりどころとして力強いことであるという感じをいたしております。

個人的にそういう感じを持っておりますが、個々の問題につきましては基本方針（案）に改正法の内容が入っているのです、問題は、地域が離島振興計画（案）をつくるという形の仕組みに転換されたということでございますから、法律に即したいろいろな知恵をその中で編み出して、その知恵を支援していただくという形の流れとしてあれば新しい開かれ方が出るのではなかろうか。そういう意味ではここで出されております基本方針の案につきまして、私個人は基本的なあり方として、現在の地域の取り組みの兆しを含めまして取り込まれたと認識しております。以上です。

○地井分科会長代理 ありがとうございます。御意見として承っておきたいと思えます。

それでは、事務局から先ほど高橋委員から出されましたことについて、その他のことも関連がございましたらお願いいたします。

○後藤離島振興課長 高橋委員からの御質問、御指摘は3点ございましたかと思えます。まず1点目は、島においては高齢化が進んでいるというお話で、直接的な高齢化の対策については、例えば医療に関して、資料3-2、基本方針の9ページにございますように広域的な医療協力体制の整備が重要であると指摘しているとともに、1ページ戻っていただきまして8ページ目でございますが、事例の紹介の中で、(3)でございますが、離島の中で高齢者が多いようなところでは周りの人たちが助け合って生活を支え合うという補足的な取り組みも見られるということで、いろいろな地域ごとのアプローチもあるかと思えます。こうした地域ごとのアプローチを精いっぱい支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから2点目の見直しに関しましては、虎島委員から法律の考え方につきまして御説明を賜りましたが、基本方針の5ページ目の一番下の2行にございますように、計画の変更については、離島地域における環境の変化、例えば今後市町村の合併等が進んでいくことにより環境変化があるかと思えますが、そうした状況に即して適宜行うことができるかとされているところでございます。

3番目に、事例を載せるだけでは不十分ではないかという御意見でございますが、今後とも私も自治体と密接に意見交換をいたしまして、こうしたことにつきましてなるべく御理解をいただくように努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、ほかの委員の方々からも地域主導の計画づくり、あるいはそれに基づいた地域の主体的な取り組みを支援していくようにという御指摘をいただきましたが、私もといたしましてもそういった取り組みを最大限支援すべく、支援措置の充実等々に努めてまいりたいと考えております。

○地井分科会長代理　ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、私から時間を少しいただきまして意見を述べさせていただきます。

この基本方針（案）の一番最後でございますが、「他方で離島を本土側の緊急避難場所……」という3行がございます、これは私が第1回の分科会で発言した内容をお酌み取りいただいた点もあろうかと思ひまして、大変素晴らしいことだと考えております。実はこの点につきましては、ちょっと事例を紹介したいんですが、昭和58年に日本海中部沖地震が起きましたが、そのときに津波が能登半島沖の舢倉島を襲いました。舢倉島の住民が即刻、能登の輪島漁協に電話を入れまして、輪島港の船舶が全船、港外に避難いたしました。当然、人的被害、船舶の被害はゼロでありました。たまたま現場にNHKの記者がおりましてNHKで放映されました。港内を渦を巻いて潮が引いて、また満ちてくるわけですが、船舶はゼロで、人間ももちろん避難した。遠隔の地にある島が自然災害の観測、情報拠点として大きな役割を担っていると思いますので、この点につきましても関係省庁の皆さんを含めて今後とも一層、調査研究と計画に努めていただければと思います。これは意見でございますので回答は要りません。

さて、ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

関係行政機関におかれましては、昨年3月に開催しました第1回離島振興対策分科会で今後の離島振興のあり方について意見具申をされた内容とともに、本日、各委員の先生方から出されました御意見を十分に踏まえながら、これまでとは異なった新しい離島振興法に基づいて、地域の創意工夫を生かした主体的な取り組みに対する支援を鋭意実施していただきたいと思います。

それでは、本基本方針（案）につきましてはおおむね御了解いただけたと思われるので、本分科会として異存なしという扱いにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○地井分科会長代理　ありがとうございました。それではそのようにさせていただきます。

なお、本日の議事の概要につきましては、この会議が終了後速やかに公表したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、澤井都市・地域整備局長より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○澤井局長　都市・地域整備局長の澤井でございます。本日は大変お忙しい中御参集いただきまして、これまで大変熱心に御議論いただきました。また多くの貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。基本方針の案を原案どおり御了承賜りまし

たことにつきまして、改めて御礼を申し上げます。冒頭、副大臣からも申し上げましたとおり、本日の御審議、御意見を十分に踏まえまして、総務省、農水省をはじめ関係省庁と密接に連携いたしまして、今後さらに離島振興について最大限の支援をしていきたいと思っております。

当面、この基本方針を踏まえて、各市町村、関係都道府県において4月1日以降実施されるべき計画づくりが進むわけであります。その過程で地域の住民の方を初め多くの方面から具体的なニーズがいろいろ寄せられると思います。そういったことも十分に我々も勉強させていただいて、今後の支援策の発展に役立てていきたいと思っております。関係公共団体の方々におかれましても、計画をしっかりとつakって立ち上げるまでがまた一つの大仕事だと思いますので、本日の議論を含めいろいろな御議論を踏まえていただいて、ぜひいい計画をつくっていただきたい。我々も一生懸命やらさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○地井分科会長代理　ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員の皆様方には大変熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございます。これにて閉会いたします。

閉　　　　　　会